

全国

ぜんこく
しぎかいじゅんぼう平成18年
(2006年)

3月5日

第1609号

毎月3回5の日に発行

定価 1部20円

発行 全国市議会議長会

〒102-0093

東京都千代田区河町2-4-2

TEL 03(3262)5237

発行人 大竹 邦実

http://www.si-gichokai.gr.jp

市議会旬報

議員年金

給付水準引下げへ

地方議会議員年金制度検討会が報告

地方議会議員年金制度を将来にわたり安定した制度とするための方策を検討してきた地方議会議員年金制度検討会（座長 小早川光郎・東京大学大学院教授）はこのほど、報告をまとめ公表した。掛金・負担金率等の引き上げとともに、前回の制度改正で見送られた既裁定者の給付引き下げも盛り込まれた。報告を受け総務省は、今通常国会に議員年金に係る地方公務員等共済組合法の一部改正法案を提出する。

報告は、市町村合併の急速な進展等により厳しい財政状況にある地方議会議員年金制度について、おおむね今後20年間を対象に安定的運営ができるよう、収入・給付両面からの対応策を取りまとめた。

合併により、極めて短期間に市、町村の両議員共済会を併せた会員数が約3割減少する一方、退職年金受給者が急増し、平成20年度には両共済会の積立金の枯渇が見込まれるとしている。

◆掛金率等の引上げ
収入面の見直しでは、市議会議員共済会の場合、掛金率を標準報酬月額額の13%から16%に引き上げる。掛金率は既に相当高い水準に引き上げられているものの、年金財政の状況を踏まえれば、さらに一

定の引き上げは止むを得ないものとしている。

また、期末手当にかかる特別掛金率を5%から7・5%に引き上げる。負担金率も掛金率の引き上げ幅を踏まえ、標準報酬月額額の12%と、1・5%引き上げる。

◆算定基礎率の引下げ

給付面では、年金算定基礎率を12・5%引き下げ、150分の35とする。在職年数12年を1年超えるごとに同基礎率に加算される加算率についても12・5%引き下げ、150分の0・7とする。加算年数の上限については、従来の在職50年の場合、年金額が高額となることから、最高でも平均年金額の2倍以内となるよう在職加算年数の上限を30年に引き下げる。なお、年金

%引き下げる。
遺族年金については、退職年金の引き下げに伴い将来的な遺族年金の引き下げ効果を有するため、支給率の見直しは行わないこととした。

◆既裁定者の給付引下げ

既裁定者の給付額について

は、ほかの取りうる対応策を講じた上で10%引き下げる。平成14年の制度改正では「財産権との関係でさらに掘り下げた検討を要することから見送る」とされたが、今回の報告では、一定の配慮措置を講じた上で、応分の負担を求めることとした。

◆合併に伴う激変緩和措置
合併の進展が年金財政に与える影響に対し、合併特例法では「国は、地方議会議員年金の健全な運営に必要な措置を講ずる」としている。
同法の趣旨を踏まえ、合併の影響が特に大きい期間である19年度から28年度までの10年間に限り、会員数減少の影響を地方公共団体の負担金により激変緩和する措置が必要としている。負担金率は標準報酬月額額の4・5%とし、当該期間終了後の29年度から33年度までの5年間に漸減し、34年度に廃止する。

17年度要望結果を総括

国会対策委員会開く 本会

本会の国会対策委員会（委員長 矢沢博孝・川崎市議会議長）は2月20日、東京・全国都市会館で委員会を開き、

17年度の要望運動結果を総括した。

同委員会は、地方行政、地方財政など五委員会から要請のあった重点要望事項をまとめ、実現に向けて関係方面に対し実行運動を展開した。

最重要要望の三位一体改革による「真の分権改革実現」については、基幹税での3兆円の税源移譲が決定されるな



矢沢博孝委員長
(川崎市)

どの成果をあげた。一方、国庫補助負担率の引き下げなど地方の主張に沿わない内容や課題も残されたことから、引き続き要望実現に向け活動を展開していくこととした。
当日は、総務省の黒田武一郎・交付税課長が「18年度地方財政対策」について、同省の久元喜造・大臣官房審議官が「18年度地方行政をめぐる動向」について、同省の丹下甲一・公営企業課長が「政策金融改革」について、それぞれ説明した。

本五委員会が活動報告

18年度への送り事項を決定

全国市議会議長会の社会文教、地方行政、産業経済、建設運輸、地方財政の五委員会は、2月20日から23日にかけて、それぞれ委員会を開いた。17年度の活動について報告したほか、18年度への送り事項等を決定した。各委員会の会議概要と送り送り事項等は次のとおり。

社会文教委員会



馬殿敏男委員長
(宝塚市)

社会文教委員会（委員長＝馬殿敏男・宝塚市議会議長）は2月20日、東京・全国都市会館で委員会を開いた。

送り送り事項は、①文教施策＝義務教育費国庫負担金の一般財源化等②国民健康保険制度等③医療保険制度の一本化等④介護保険制度⑤介護サービス基盤整備に必要な財源確保等⑥子育て支援施策⑦待機児童の解消等⑧社会福祉施策⑨障害者福祉の充実等⑩地域医療保健施策⑪地域の医師

不足解消施策の推進等⑦生活環境施策⑧地球温暖化対策等

⑧雇用対策――の8事項。

当日は、総務省自治財政局の菊池善信・調整課長補佐が「三位一体改革」について、厚生労働省の榎原毅・国民健康保険課長補佐が「健康保険法等の一部を改正する法律案」について、環境省の藤井康弘・リサイクル推進室長が「容器包装リサイクル制度の見直し」について説明した。

産業経済委員会



香川脩委員長
(丸亀市)

産業経済委員会（委員長＝香川脩・丸亀市議会議長）は2月21日、東京・全国都市会館で委員会を開いた。

送り送り事項は、①農林漁業振興対策②食料自給率の向上等③食の安全および消費者の信頼確保対策④BSE対策の充実強化等⑤若年者雇用対

策⑥ワンストップサービスセンター整備の推進等⑦中小企業対策⑧地域ブランドの保護等⑨資源エネルギー対策⑩新エネルギー施策の推進等⑪鉱業法改正の検討⑫自然環境保全に対応した法律改正等⑬家電リサイクル法⑭リサイクル料金前払い制の実施等⑮治山

事業の実施⑯中山間地での震災対策確立等――の8事項。当日は、農林水産省の今井敏・企画評価課長が「経営所得安定対策等大綱の概要」について、同省の川島俊郎・国内防疫調整官が「鳥インフルエンザ被害の現状と対策」について説明した。

当日は、総務省自治財政局の佐藤文俊・財政課長が「18年度地方財政対策」について、同局の丹下甲一・公営企業課長が「政策金融改革」について、同省自治税務局の株丹達也・企画課長が「18年度地方税制改正」について説明した。

地方行政委員会

地方行政委員会（委員長＝猪俣慧・喜多方市議会議長）は2月21日、東京・全国都市会館で委員会を開いた。

送り送り事項は、①地方分権の推進②地方議会の権能強化等③消防防災体制の拡充強



猪俣慧委員長
(喜多方市)

化③過疎地域の自立促進④過疎対策事業債等の所要額確保

等④市町村合併における支援の拡充⑤電算システム統合等に対する財政支援措置の拡充等⑥基地関係予算の確保等⑦治安対策の強化⑧北方領土返還要求⑨青少年健全育成基本法の制定⑩人権救済制度の確立――の9事項。

当日は、総務省自治財政局の門山泰明・行政課長が「地方議会改革の動向」について、同省自治税務局の株丹達也・企画課長が「三位一体改革と18年度税制改正における税源移譲」について、消防庁の長谷川彰一・消防・救急課長が「これからの消防行政」について説明した。

建設運輸委員会

建設運輸委員会（委員長＝大和力・岩見沢市議会議長）は2月22日、東京・全国都市会館で委員会を開いた。

送り送り事項は、①自然災害対策の推進②各種交通網整備の推進③都市基盤整備の推進④観光立国の推進――の4事項。

当日は、国土交通省の大藤朗・まちづくり推進課長が「まちづくり三法に基づく今後の各種取組み」について、内閣府の小暮純也・参事官が「大雪による被害状況と政府の対応」について説明した。

当日は、総務省自治財政局の吉田大志・東松山市議会議長が「18年度地方財政対策」について、同局の丹下甲一・公営企業課長が「政策金融改革」について、同省自治税務局の株丹達也・企画課長が「18年度地方税制改正」について説明した。

地方財政委員会



吉田大志委員長
(東松山市)

地方財政委員会（委員長＝吉田大志・東松山市議会議長）は2月23日、東京・全国都市会館で委員会を開いた。

送り送り事項は、①真の地方分権改革の確実な実現②平成19年度以降における「第2期改革」の実施、中期地方財政ビジョンの策定と地方六団体の参画等③都市税源等の充実強化④地方道路目的財源の充実強化等⑤地方交付税の所要総額の確保⑥国庫補助負担金の整理合理化⑦国直轄事業負担金の廃止等⑧地方債資金の所要額の確保等⑨地方公営企業の経営健全化等⑩地方公営企業繰出金の拡充等――の6事項。

当日は、総務省自治財政局の佐藤文俊・財政課長が「18年度地方財政対策」について、同局の丹下甲一・公営企業課長が「政策金融改革」について、同省自治税務局の株丹達也・企画課長が「18年度地方税制改正」について説明した。

総会で運動方針決定

広域行政圏協議会



総会であいさつする清水広域協会長

広域行政圏
市議会協議会
(会長 清水
清秋・新庄市

議会議長は2月16日、東京・九段会館で総会を開き、18年度運動方針を決定した。

広域行政圏を取り巻く環境は、昭和44年の広域市町村圏の設定から36年が経過するなか、市町村合併の進展等により大きく変化している。同協議会が昨年8月に実施した加盟市アンケートでは、合併に伴い圏域や事業を見直す必要性が指摘されている。

そこで運動方針は、今後の合併の動向等を踏まえつつ広域行政圏施策の拡充強化を図るため、①広域行政圏の具体的指針の早期明示と新たな広域行政機構の構築②地域活性化事業の拡充強化③地域再生関連対策の拡充強化④ふるさと市町村圏基金に関する取り扱い見直し——などの実現を目標とし、関係各方面に対して要望運動を行うとした。

当日は、総務省の望月達史・市町村課長が「地方分権と広域行政圏をめぐる最近の動向」について説明した。

2/27～3/5

8市誕生、3市編入

2月27日から3月5日にかけて、市町村合併で新たに8市が誕生したほか、3市で編入合併があった。

これにより、全国の市数は790市となった。

新市の概要は次のとおり。

新たに誕生した市

▽弘前市(青森県)
合併日 2月27日
合併関係市町村
弘前市、岩木町、相馬村

議員定数 61人(在任特例)

▽合志市(熊本県)
合併日 2月27日
合併関係市町村
合志町、西合志町

議員定数 33人(在任特例)

▽橋本市(和歌山県)
合併日 3月1日
合併関係市町村
橋本市、高野口町

議員定数 33人(在任特例)

▽三好市(徳島県)
合併日 3月1日
合併関係市町村
三好市、大滝村

議員定数 30人(在任特例)

▽甲府市(山梨県)
合併日 3月1日
合併関係市町村
甲府市、中道町、上九一色村

議員定数 38人

▽香南市(高知県)
合併日 3月1日
合併関係市町村
香南市、高知市

議員定数 26人

▽香美市(高知県)
合併日 3月1日
合併関係市町村
香美市、高知市

議員定数 26人

▽土佐山田町、香北町、物部村
合併日 3月1日
合併関係市町村
土佐山田町、香北町、物部村

議員定数 38人(在任特例)

▽武雄市(佐賀県)
合併日 3月1日
合併関係市町村
武雄市、佐賀市

議員定数 36人(定数特例)

武雄市、山内町、北方町

議員定数 30人

▽北見市(北海道)
合併日 3月5日
合併関係市町村
北見市、端野町、常呂町、留辺蘂町

議員定数 36人(定数特例)

編入合併した市

▽伊達市(北海道)
合併日 3月1日
合併関係市町村
伊達市、大滝村

議員定数 30人(在任特例)

▽甲府市(山梨県)
合併日 3月1日
合併関係市町村
甲府市、中道町、上九一色村

議員定数 38人

▽福山市(広島県)
合併日 3月1日
合併関係市町村
福山市、神辺町

議員定数 46人(定数特例)

▽福山市(広島県)
合併日 3月1日
合併関係市町村
福山市、神辺町

議員定数 46人(定数特例)

3月5日現在の市数

790市	
うち	
指定都市	14市
中核市	37市
特例市	39市
一般市	677市
特別区	23区

小池環境大臣に要望

社会文教委員会

本会の社会文教委員会(委員長 馬殿敏男・宝塚市議会議長)の正副委員長は2月20日、小池百合子・環境大臣に面談し、関係施策について要望を行った。

要望は、昨年11月の委員会で決定した事項のうち、生活環境施策に関するもの。▽温室効果ガスの削減・排出抑制策による地球温暖化対策▽廃棄物処理施設整備事業に対する万全な財源措置▽デポジット



小池環境相(左から2人目)に要望する社会文教委員会の正副委員長

ト制度、リサイクル料金前払い制度の導入などリサイクル対策▽自動車NOx・PM法における車種規制の全国一律化——などを求めている。

地方財政に関し 総務大臣と会合

六団体

本会の国松誠会長ら地方六団体代表は2月22日、地方財政に関する総務大臣との会合に出席、意見交換した。

会合には、竹中平蔵・総務大臣はじめ、山崎力・同副大臣、桜井郁三・同政務官らが出席。瀧野自治財政局長が、総務大臣の私的機関「地方分権21世紀ビジョン懇談会」での検討状況や、18年度から導入される地方債協議制度の概要等について説明した。



竹中総務相との会合のもよう

六団体からは、政府が進める政策金融改革などに関し要望。公営企業金融公庫廃止後の新たな制度設計について、地方への安定的かつ継続的な資金供給が可能な機能を確保することなどを求めた。

議会

トピックス

昨年、通行人や対向車両などに向けて、改造エアガンの発砲事件が相次いで発生し、大きな社会問題となった。警察庁は事件の続発を受け、改造エアガンの取り締まり強化等を行っている。

法律上玩具であるエアガンは、所持すること自体違法ではないが、改造により威力が増し、大変危険な武器・凶器となる。また、インターネットを通じて、改造エアガンや

「改造エアガン取締り強化」急増

12月定例会の 意見書・決議の状況 (下)

前号に続き、全国市議会議長会がまとめた各市議会の12月定例会を中心に議決した意見書・決議の状況(下)をみると、改造エアガンの発砲事件が続発したことを受け、「改造エアガンに対する取締り強化」を求めるものが今回急増、最多となっている。また、道路整備の促進や財源の確保を求める意見書も依然多い。

昨年、通行人や対向車両などに向けて、改造エアガンの発砲事件が相次いで発生し、大きな社会問題となった。警察庁は事件の続発を受け、改造エアガンの取り締まり強化等を行っている。

法律上玩具であるエアガンは、所持すること自体違法ではないが、改造により威力が増し、大変危険な武器・凶器となる。また、インターネットを通じて、改造エアガンや

意見書・決議の議決状況 (下) (17.11.1~18.1.31)

件名	意見書	決議
【建設・運輸・郵政・国土保全】	【 144】	【 7】
○道路整備の促進と財源の確保	60	3
○構造計算書偽装問題の全容解明と再発防止	37	—
○道路特定財源制度の堅持など	27	—
○その他	20	4
【労働・商工】	【 87】	【 0】
○出資法の上限金利の引き下げなど	33	—
○公共工事の建設労働者の適正な労働条件確保	15	—
○国の季節労働者冬期援護制度の存続など	10	—
○パートタイム労働者の待遇改善	7	—
○政府系金融機関の存続など	7	—
○地域と中小企業の金融環境の改善と金融の円滑化	5	—
○最低賃金の引き上げ	4	—
○原油価格の高騰に対する対策	3	—
○その他	3	—
【警察・防災・消防】	【 90】	【 1】
○改造エアガン取り締まり対策の強化	76	—
○耐震化促進のための施策の拡充	6	—
○水害等対策の充実・強化	4	—
○その他	4	1
【外交・防衛・国際関係】	【 34】	【 19】
○在日米軍の再編計画案反対	14	6
○原子力空母配備の反対	5	1
○拉致問題の全容解明と早期解決	4	1
○イラクからの自衛隊の撤退	3	—
○核兵器廃絶平和都市宣言	1	7
○その他	7	4
【社会・くらし】	【 149】	【 16】
○児童扶養手当の減額率の緩和	33	—
○都市再生機構の家賃値上げ反対	21	—
○障害者自立支援法による「定率負担」導入の再検討	17	1
○社会保障制度の抜本改革と最低保障年金制度の創設	12	—
○介護保険制度の改善	9	—
○人権侵害救済法の早期策定	7	—
○生活保護費の国庫負担引き下げ反対	7	1
○障害者福祉制度の充実	5	—
○児童手当の拡充	4	—
○子どもの安全確保	4	8
○次世代育成支援施策の充実	4	—
○「リフォーム詐欺」から高齢者等を守るための対策強化	4	—
○在日外国人無年金者の救済	3	—
○裁判員制度の導入に向けての環境整備	2	—
○その他	17	6
【その他】	【 0】	【 0】
【合 計】	【 504】	【 43】
【総合計】	【 1844】	【 68】

議会人事

▽議長 西園孝行(1・12)
▽副議長 河野至緒(1・31)
▽議員 西園孝行(1・12)
▽議員 河野至緒(1・31)

インターネットでの改造エアガン販売取り締まり強化、保護者等へのエアガンに関する広報などを求めている。

警察庁が今通常国会に提出予定の銃刀法改正案では、威力の大きい一部エアガンの所持を規制するとしている。

新刊紹介

「自治を担う議会改革」

住民と歩む
協働型議会の実現

江藤俊昭 著
(山梨学院大学法学部教授)

65頁、本体1500円
(イマジン出版刊、A5判1

▽西尾 岡田隆司(1・31)
▽潮来 高塚直(2・13)
▽副議長 鹿屋東桂木満州男(1・12)
▽西尾 高須武(1・31)
▽潮来 今泉利拓(2・13)

▽議会運営、定数、報酬、マニフェスト、選挙制度を網羅して議会改革を提唱
▽いまこそ分権にふさわしい議会へと変革が求められる時代
▽住民と歩む協働型議会とは

自治の確立と議会の役割をわかりやすく解説。住民・議員・職員の疑問に明快に答える一冊。

地方議会議員年金制度検討会報告

(全文)

1. はじめに

地方議会議員年金制度は、地方議会議員による任意加入の互助年金制度として、昭和36年に議員立法により創設され、昭和37年に地方公務員共済組合法が制定された際に、地方議会議員互助年金制度関係の規定が同法に移行されてから、数次の改正を経て今日に至っている。

平成14年には、地方議会議員の年金財政の状況にかんがみ、現役会員の負担を引き上げ、給付を引き下げる等の見直しを行い、概ね20年後においても給付が可能となるよう制度改正（以下「平成14年改正」という。）が行われた。

当時、既に市町村合併は強力に推進されており、市町村合併の進展に伴い地方議会議員年金の財政状況が悪化することは予想されていた。

しかしながら、平成14年改正の際には、市町村合併の進捗の確たる見込みを立てることが困難である一方で、会員数の見込みは年金財政の試算に最も大きな影響を与えることから、市町村合併の影響については、次期財政再計算（平成18年）において対応することとされたところである。

その後、市町村合併の取組みは全国的に続けられ、その結果、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会においては、市町村合併の急速な進展に伴う会員数の減少と退

職年金受給者の増加により、年金財政は非常に厳しい状況にある。

また、都道府県議会議員共済会においても、年金受給者の高齢化に伴う受給期間の延び等により、年金財政は非常に厳しい財政状況にある。

本検討会においては、このような状況を踏まえ、平成17年7月以来、地方議会議員年金制度を将来にわたって安定した制度とするために講ずべき施策について議論を重ね、以下のとおり対応策を取りまとめることとした。

2. 地方議会議員年金の財政状況

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「旧市町村合併特例法」という。）に基づく市町村合併の進展の状況を踏まえれば、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会においては、極めて短期間に両共済会を併せた会員数が約3割減少する一方で、退職年金受給者は増加する見込みであり、平成20年度には積立金の枯渇が見込まれている。

また、市町村合併の影響を直接には受けない都道府県議会議員共済会においても、年金受給者の高齢化の進展等により、平成31年度には積立金の枯渇が見込まれている。このように、いずれの共済会においても、地方議会議員年金の収支状況は非常に厳しいものとなっている。

3. 対応策の検討に当たっての前提

(1) 検討対象期間

対応策を検討するに当たり、50年、60年といった極めて長期にわたる試算を行うことも考えられるが、

① 公的年金制度と異なり、地方議会議員年金制度は、年金受給資格を得るために必要とされる在職年数が短いこと、

② 社会経済情勢の変化が大きい中で極めて長期にわたる試算を前提に制度を検討することは、逆に当面の制度の安定性を損なう可能性があること、

③ 市町村合併の進展の影響により年金財政に生じた収支の不均衡が改善されるための期間を見込む必要があること

等から、本検討会では、概ね今後20年間を対象として制度が安定的に運営できるように対応策を検討することとした。

(2) 市町村合併の進展による影響について

① 平成14年改正における市町村合併の進展による影響の取扱い

平成14年改正においては、条例定数の削減等による会員数の減少や、高齢化に伴う受給期間の延び等に対応するため、現役会員の負担を引き上げ、給付を2割引き下げる等の制度改正を行った。

しかしながら、市町村合併の進展による影響については、当時はその後の市町村合併の進展を確たる数値として見込むことが困難であったことから、地方議会議員年金制度検討会報告（平成14年2月）においては、「さらに合併が進展した場合には、別

途の措置を検討する必要がある」とされ、次期財政再計算（平成18年）において対応することとされたところである。

② 本検討会における市町村合併の進展による影響の取扱い

市町村合併の進展による影響については、旧市町村合併特例法の申請期限が平成17年3月31日までとされており、その進展の状況を見通すことが可能となったことから、本検討会においては、前回の制度改正で対応することのできなかった市町村合併の進展による影響に対する対応策を中心に、必要な措置について検討することとした。

4. 年金財政安定化のために取りうる対応策について

上述のような前提を踏まえ、本検討会では、次のとおり対応策を取りまとめた。これらの対応策を講じることにより、市町村合併の影響により厳しい財政状況になりながらも、概ね20年後においても安定した給付が可能となる見通しであるが、今後とも安定的な給付を行うためには財政再計算ごとに財政状況を踏まえて必要な措置を講じる必要がある。

(1) 収入面及び給付面から取りうる対応策について

① 収入面の見直し

地方議会議員年金の財政状況を踏まえると、年金財政安定化のためには、いずれの共済会においても、一定の収入面の見直しが必要である。

しかしながら、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会と都道府県議会議員共済

会とは財政状況等に相違があるため、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会の場合と都道府県議会議員共済会の場合を分けて収入面の見直しを行う必要がある。

(ア)市議会議員共済会及び町村議会議員共済会の場合

掛金率、特別掛金率及び負担金率については、後述のように市議会議員共済会及び町村議会議員共済会の財政単位を一元化することを前提とすれば、「同一負担、同一給付」とするため、それぞれについて両共済会で同率とする必要がある。

掛金率については、これまでの制度改正により、すでに相当程度高い水準に引き上げられているものの、年金財政の状況を踏まえれば、更に一定の引き上げを行うことはやむを得ないものと考えられる。

特別掛金率についても、平成14年改正において、すでに大幅な引き上げを行っているものの、年金財政の状況を踏まえ、更なる引き上げを行う必要がある。

以上の観点から、収入面の見直しについては、掛金率を16・0%、特別掛金率を7・5%とする。ただし、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会で掛金率及び特別掛金率を同一とするためには、市議会議員共済会の掛金率の引き上げ幅が大きくなることから、市議会議員共済会の掛金率は、2年間で引き上げを行うこととする(市議会議員共済会については、平成19年度は14・5%)

負担金率についても、掛金率の引き上げ幅を踏まえ、12・0%に引き上げるものとする。

る。

(イ)都道府県議会議員共済会の場合

年金財政の状況を踏まえると、掛金率については一定の引き上げが必要であり、13・0%に引き上げることとするが、特別掛金率については据え置くこととし、負担金率についても据え置くこととする。

②給付面の見直し

厳しい年金財政の状況に対し、掛金の引き上げのみにより対応するためには掛金率を最大で現行の2倍以上に引き上げる必要がある。現役会員の過大な負担増となることから、年金財政の安定的な運営のためには、給付についても一定程度の引下げを行うことは避けられない。

その際、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会と都道府県議会議員共済会とは、年金財政の状況等に相違があるものの、地方議会議員年金制度が「地方議会議員の任務の重要性を勘案して政策的に設けられた互助年金制度」であるという制度の趣旨・性格は、都道府県、市、町村の区分にかかわらず同じであり、給付については、従来どおり同一の取扱いとすることが必要である。

以上の観点から、給付については、平成14年改正において、既に年金算定基礎率を150分の50から150分の40に20%引き下げていることを勘案し、年金算定基礎率を150分の35まで更に12・5%引き下げるものとする。

また、年金受給資格を得るのに必要な在職年数(12年)を1年超えるごとに年金算

定基礎率に加算される加算率(現行150分の0・8)についても、年金算定基礎率と同様に12・5%引き下げることとし、150分の0・7とする。

ただし、制度改正前に議員歴を有する者については、将来の給付に対する期待を考慮して給付の引下げに経過措置を設けることとする。

さらに、厳しい年金財政の状況を踏まれば、現役会員だけではなく、既裁定者に対しても応分の負担を求める必要がある。(既裁定者に対する給付の引下げの考え方については、(4)において検討する。)

③市町村合併の進展による影響に対する激変緩和のための措置

市町村合併が進めば、行政改革効果が上がる一方で、地方議会議員年金財政には悪影響を与えることから、旧市町村合併特例法及び市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)において、国は、地方議会議員年金の健全な運営に必要な措置を講ずるものとされている。

市町村合併の進展による影響に対しては、これらの法律の規定の趣旨を踏まえ、急激な会員数の減少の影響を、地方公共団体の負担金により緩和する措置を行うことが必要であると考えられる。

また、市町村合併の進展による影響に対する上記措置は、急激な会員数の減少に対する激変緩和措置であることから、市町村合併の影響が特に大きい期間である平成19年度から平成28年度までの10年間の時限措

置とし、当該期間の終了後は、平成29年度から平成33年度までの5年間に漸減し、平成34年度に廃止することとする。

一方で、負担金の水準については、住民の理解を得られるものとなるよう、公費負担率が50%以下にとどまる程度とすることが必要である。

以上の観点から、市町村合併の進展による影響に対する激変緩和措置としての負担金率は、標準報酬月額額の4・5%とする。ただし、平成19年度は、市議会議員共済会の掛金率を段階的に引き上げる途上にあることから、これを踏まえ、負担金率を通常の年度より低く設定する。これにより、激変緩和措置としての負担金を含めたところの公費負担率は最大でも40%台後半にとどまる見込みである。

④在職加算年数の上限の見直し

地方議会議員年金の額は、在職期間が12年を超える1年ごとに、在職50年までは、一定割合で加算される。

実際に50年まで在職する者は極めて少数であるものの、50年在職した場合の年金額はかなりの高額になることから、最高でも平均年金額の2倍以内となるよう、在職加算年数の上限を30年に引き下げるものとする。

⑤一時金の見直し

一時金制度は、掛金の掛け捨てを救済するため、昭和40年に創設された制度であり、年金受給資格を満たさない者に対して、在職年数に応じて、納めた掛金総額の100分の56から100分の72を一時金として支

給することとされている。

一時金についても、年金の給付水準の引下げとの均衡という観点から、年金算定基礎率と同様に、支給率を12・5%引き下げることとする。ただし、制度改正前に議員歴を有する者については、一時金受給に対する期待権を考慮し、引下げ幅に対する一定の配慮措置を講ずることとする。

⑥高額所得者に対する退職年金の一部支給停止の見直し

高額所得者に対しては、退職年金の額と前年度の所得の額に比べて、退職年金の一部が支給停止されている。

地方議会議員年金の厳しい財政状況に対応するため、既裁定者も含めて給付の引下げを行う今回の対応策では、地方議会議員年金が互助年金であるという基本的性格を踏まえ、生活に余裕のある高額所得者に対して更なる協力を求めることが必要である。

このため、支給停止が開始される基準となる退職年金の額を、12・5%引き下げるとともに、支給停止が開始される基準となる所得を、課税総所得金額700万円から総所得金額500万円に引き下げ、さらに、一部支給停止の方法を、35%と50%の超過累進での停止から一律50%停止に見直すこととする。

(2)検討の結果、採用しなかった対応策について

①年金受給資格の見直し

地方議会議員年金の受給資格要件である在職年数は12年とされているが、給付の見直しという観点からは、年金受給資格要件

を12年より長い期間とすることも考えられる。

しかしながら、年金受給資格要件の延長は、退職一時金支出の増加を招き、特に年金財政の状況が厳しい今後10年間の収支を悪化させ、更に追加的な対応策が必要となる可能性がある。また、年金受給資格要件を延長すれば、結果として、地方議会議員の在職期間が長くなることも予想される。

以上のことから、年金受給資格要件については、見直しを行わないこととする。

②遺族年金の見直し

遺族年金の額は、退職年金の2分の1に相当する額とされているが、給付の見直しという観点からは、遺族年金の支給率を引き下げることが考えられる。

しかしながら、遺族年金の支給率は、厚生年金等における遺族年金の支給率が4分の3であることと比べて、既に低い水準にあること、また、今回の対応策の内容である退職年金の引下げは、将来的な遺族年金の引下げ効果を有することから、遺族年金の支給率については、見直しを行わないこととする。

③被用者年金との重複期間を有する場合の退職年金の控除割合の見直し

地方議会議員は、地方議会議員年金の他に被用者年金に加入している場合には、加入が重複する期間について、議員年金額から40%(公費相当部分)を控除することとされている。

この控除割合については、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会においては、

市町村合併の影響に対応するための負担金が措置されている期間は、公費負担率が40%台後半となることが見込まれることから、実態に合わせて割合を引き上げることと考えられる。

しかしながら、市町村合併の進展に伴う影響に対する時限措置の期間における公費負担率の上昇は、市町村合併の影響に対応するための措置を行った結果であることから、当該措置まで含めて公費相当部分の控除を実施することは、当該措置の趣旨から妥当ではない。

当該措置を除いた市議会議員共済会及び町村議会議員共済会の公費負担率は40%を下回る見通しであり、また、都道府県議会議員共済会の公費負担率も40%程度にとどまる見通しであることから、控除割合は40%にとどめることとする。

(3)共済会の組織及び財政単位の在り方について

地方議会議員年金の厳しい財政状況に対応するためには、共済会の間での財政調整や年金財政の一元的運用等により、組織を効率化し、共済会が全体として支え合う仕組みが必要であり、その形態には、組織の統合や財政単位の一元化が考えられるところである。

地方議会議員数が全体として減少していく見通しの下では、将来的には組織の統合も考えられるものの、各共済会と各議長会の組織との関係や、共通の電算システムの整備など、統合に向けた課題について、なお十分な時間をかけて調整を行う必要がある。

る。

一方、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会においては、市町村合併の急速な進展に伴い、短期間に、多くの会員や受給者が、町村議会議員共済会から市議会議員共済会に移行しており、これまで両共済会が別々の運営を行ってきた制度前提が大きく変化している。

このため、両共済会の財政単位を一元化し、保険料を一本化するとともに、両共済会の間で財政調整を行うことが必要である。なお、現行の移換金制度については、財政調整を行うことを踏まえ、廃止することとする。

また、共済会の組織の在り方については、統合に向けた課題の検討を進めていくとともに、事務処理を効率化していくことが必要である。

(4)既裁定者の取扱いについて

①既裁定者に対する給付の引下げについて
既裁定者に対する給付の引下げは、平成14年改正においては、憲法第29条で保障された財産権との関係で更に掘り下げた検討を要することから、見送られたところである。

しかしながら、地方議会議員年金制度を長期的に安定した制度とするために、現役会員の負担を引き上げ、給付を引き下げ、共済会の財政単位の在り方についても見直しを行う今回の対応策にあつては、厳しい年金財政の状況に対応するため、既裁定者にも応分の負担を求めることが必要である。

また、既に述べたように、市議会議員共

済会及び町村議会議員共済会と都道府県議会議員共済会とは、年金財政の状況等に相違があるものの、そもそも地方議会議員年金制度は、都道府県議会議員、市議会議員、町村議会議員に共通する地方議会議員の任務の重要性を考慮して設けられたものであり、そのため、現行法においても年金額の算定については、すべての地方議会議員に共通した規定となっている。

したがって、上記のような現行規定やその趣旨を踏まえれば、年金額の算定については、従来どおり、都道府県、市、町村に對して、同一の取扱いとする必要がある。

②給付の引下げと財産権の保障との関係について

憲法で保障された財産権との関係で、既裁定者に対する給付の引下げが認められるためには、判例に示された基準（一）財産権の性質、（二）財産権の内容を変更する程度、（三）財産権の内容を変更することによって保護される公益の観点からの検討が必要であり、それぞれの基準について、次のようなことが言えるものと考ええる。

（一）財産権の性質

地方議会議員年金は、公的年金とは別に、地方議会議員の任務の重要性を勘案して政策的に設けられた互助年金であり、財源についても、政策的な公費負担をしていることから、生活の安定という目的ばかりでなく、政策的な性格を有する年金である。

（二）財産権の内容を変更する程度

仮に、給付を1割程度引き下げたとして

も、引下げ幅は、世帯主が65歳以上の世帯の平均所得の約1・6～4・9%にとどまることから、一般的には既裁定者の生活に与える影響は大きくないものと言える。

（三）財産権の内容を変更することによって保護される公益

既裁定者に応分の負担を求めることで、現役会員の負担能力の限界を超える掛金の引上げや、現役世代と受給者世代との間で給付と負担に関する著しい不公平が発生すること、公費負担が増大することを防ぎ、また、制度の破綻により受給権が意味を失うことを回避することができる。このことは、結果として既裁定者の権利を保護することにつながる。

以上の検討を踏まえると、きわめて厳しい地方議会議員年金の年金財政の状況の下で、現役会員の負担を更に引き上げること、現役会員の給付を更に引き下げること、共済会の財政単位の在り方についても見直しを行うことなど、取りうる対応策を十分とった上で、既裁定者に対する給付を1割引き下げるとは、憲法上も許容されるものと考えられる。

このため、今回の対応策では、他の対応策を行った上で、既裁定者に対しても応分の負担を求めることとし、既裁定者に対する給付を10%引き下げることとする。ただし、既裁定者の生活に与える影響を考慮し、一定の配慮措置を講ずることとする。

5. 終わりに

本検討会においては、市町村合併の進展等により厳しい財政状況にある地方議会議

員年金制度を今後とも安定的に運営していくためには、どのような制度改正を行うべきか、その具体的な対応策について検討してきたところである。

検討の結果、対応策は、これまで述べてきたとおり、現役会員の更なる負担増を求めるとともに、既裁定者にも応分の負担を求める等の内容であるが、以上のような対応策をとることで、地方議会議員年金は、概ね20年後においても安定的な給付が可能となる見通しである。

一方、国会議員互助年金については、現下の社会経済情勢にかんがみ、制度を廃止することとされたところである。

同様に、地方議会議員年金制度についても、制度の在り方そのものについて議論をすべきではないかとの意見があり得るところである。

この点、国会議員互助年金は国会法第36条の退職金としての基本的性格を有するのに対して、地方議会議員年金は、制度創設の当初には掛金のみで運営されていた互助年金であり、制度の性格が異なっている。

また、国会議員互助年金は、原則、国庫負担の恩給方式により国が直接給付を行うのに対して、地方議会議員年金は、現役議員に係る掛金と負担金で受給者を支える社会保険方式により共済会が運営しており、制度の運営方式の面でも異なっている。

さらに、国庫負担率（公費負担率）や平均年金額等の実態面においても違いがある。

国会議員互助年金に関する議論と同様の議論を地方議会議員年金についても行おう

とするのであれば、国会議員互助年金と地方議会議員年金とは、制度の基本的性格、運営方式、国庫負担率（公費負担率）及び平均年金額等の実態が異なっているということを踏まえて議論する必要があるのではないかと考えられる。

また、将来的に地方議会議員年金制度の在り方をどう考えていくのかを議論するのであれば、地方自治制度において、地方分権の推進に伴い地方公共団体の役割が拡大していく状況下での地方議会の位置づけや果たすべき役割、地方議会議員の職責、身分、処遇の在り方とも関わる問題であり、様々な角度から慎重な検討をすることが必要ではないかと考えられる。

本検討会は、以上のような考え方により対応策を取りまとめたところであり、市町村合併の急速な進展等に伴う地方議会議員年金の年金財政への影響に緊急に対処することが必要であることから、今後、関係者の理解を得て、早急に制度改正が行われることを期待するものである。

【地方議会議員年金制度検討委員会】

▽座長 小早川光郎・東京大学大学院法学政治学研究科教授▽森繁一・地方公務員共済組合連合会理事長▽横道清孝・政策研究大学院大学教授▽渡辺俊介・日本経済新聞社論説委員▽島田明・山口県議会議長（都道府県議会議員共済会会長）▽片山尹・北九州市議会議員（前市議会議員共済会会長）▽川股博・北海道由仁町議会議長（町村議会議員共済会会長）▽小笠原倫明・総務省自治行政局公務員部長